

令和7年度 第2回差別事象検討小委員会

日 時 令和8年1月16日(金) 午後1時30分～3時
場 所 県庁第二庁舎 4階 第34会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 会議の公開、非公開について

(2) 県内で発生している差別事象について

4 その他

5 閉 会

鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 差別事象検討小委員会

【委員】

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

氏名	所属・活動等	出欠
かんば 神庭 まこと 誠	米子市教育支援センター（ぷらっとホーム） 副センター長	○
きたむら 北村 ひでのり 秀徳	公立鳥取環境大学、鳥取看護大学・鳥取短期 大学非常勤講師	○
なかい 中井 ひろし 浩	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	×
まつだ 松田 ひろあき 博明	大山町人権交流センター 所長	○
やまもと 山本 まさき 真輝	鳥取市民総合法律事務所 弁護士	○
やまもと 山本 ようこ 陽子	鳥取県医療ソーシャルワーカー協会理事	○

6名：（50音順）

【事務局】

氏名	所属・職名	備考
吉野 知子	人権尊重社会推進局 局長	
古川 義秀	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課長	
海浪 啓	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 同和対策担当 課長補佐	
谷本 花梨	人権尊重社会推進局 人権・同和対策課 同和対策担当 主事	

【差別事象検討小委員会の概要】

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として差別事象検討小委員会を設置している。

- 目的： 鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- 位置づけ： 人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会と位置づける。
- 委員： 近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- その他： 検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

報告の概要(令和7年9月～12月報告分)

1 高等学校でのガイジ発言

発生日時	令和7年6月6日(金)
発生場所	高等学校
内 容	授業中個別の取組をしているとき、生徒Aと生徒Bが冗談を言い合っていたところ、生徒Aが生徒Bに向かって「こいつガイジだ」と発言した。その後、生徒Bも「お前もガイジだ」と言い返した。
対応概要	<p><発生後の対応> ※生徒Aと生徒Bの面談等を適宜実施</p> <p>【6月6日(金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人には、その場で使用してはならない言葉であること、聞いた人によっては苦痛や怒りを感じる言葉であることを注意 ・授業後、生徒A、生徒Bに対して、人権教育主任と担任による事情聴取と説諭 <p>【6月9日(月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任は管理職に報告 ・管理職より県教委(人権教育課)に概要報告 ・管理職より影響を受けている生徒が周りにいないか、しばらくの期間様子確認の指示 <p>【6月24日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任と担任が生徒A、生徒Bに再度面談を実施し、事情聴取(再確認)と説諭 ・人権教育主任は管理職に報告 <p>【6月25日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職より県教委(人権教育課)に概要報告 <p>【6月26日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委(人権教育課)へ本事象に関する報告書を提出 <p>【8月26日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委(人権教育課)が学校訪問し、指導状況等の確認及び指導助言
今後の取組	今回の事案を踏まえた人権学習を含め、教育活動全体を通じての人権教育を見直し、自他を尊重する資質・能力の育成や自己肯定感を高める取組等をとおして人権が尊重される学校づくりに取り組んでいく。

報告の概要(令和7年9月～令和7年12月報告分)

2 高等学校での外国人差別発言

発生日時	令和7年6月16日(月)の数日前
発生場所	高等学校
内 容	生徒Bが生徒Aに対し、事案発覚数日前(6月第3週頃)に寮内の居室でカードゲームをしている際に、「こいつ外人だから日本語わかんない」と発言。
対応概要	<p><事案発覚の経緯></p> <p>【6月16日(月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒Aが教育相談担当へ相談 ・教育相談担当は生徒Aからの相談内容を生徒Aの担任Cと学年主任Eへ共有 ・学年主任Eと担任Cは教頭に報告 ・教頭は学年主任Eと担任Cへ生徒Aから詳細について聞き取りを行うよう指示 <p>【6月17日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任Cが生徒Aから詳細について聞き取りを実施 ・担任Cが教頭及び学年主任Eへ聞き取り内容を報告し、事案が発覚 <p><発生後の対応></p> <p>【6月17日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭は不在の校長へ電話にて事案を報告(校長は県教委(人権教育課)への報告を指示) ・教頭は県教委(人権教育課)へ概要を報告 <p>【6月18日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭は生徒Bの担任Dへ生徒Bからの聞き取りを指示 ・生徒Bの担任Dと学年主任Fが生徒Bから聞き取りを実施 ・教頭は生徒Bを指導及び生徒Bは生徒Aに謝罪 <p>【6月19日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任Cが生徒Aの保護者へ事案について説明及び謝罪 ・担任Dが生徒Bの保護者へ事案について説明及び家庭指導について協力を依頼 <p>【6月24日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委(人権教育課)へ本事象に関する報告書を提出 <p>【8月8日(金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教委(人権教育課)が学校訪問し、指導状況等の確認及び指導助言
今後の取組	今回の事案を踏まえた人権学習を含め、教員の指導力や生徒支援力の向上を目指し、教職員一丸となって、あらゆる学習活動を通して、一層の取組の強化を図っていく。

報告の概要(令和7年9月～12月報告分)

3 電話による問い合わせ

発生日時	令和7年9月16日(火)
発生場所	倉吉市内人権文化センター
内 容	<p>倉吉市内の人権文化センターに東京のAと名乗る女性から以下の内容のB地区(同和地区ではない地域)に対する問い合わせ、Cさん及びCの夫にかかる問い合わせ、結婚・障がい者差別につながる問い合わせの電話があり、人権文化センターの指導員Dが対応した。</p> <p>【電話内容】</p> <p>A:「お尋ねしたいことがあるのですが。こちら、遠方なので直接いけないもので」「東京のAと申します」</p> <p>A:「Bという地区ありますよね」</p> <p>D:「地区としてはございます」</p> <p>A:「Bにある神社さまって、どんな意味があるかわかりますか」</p> <p>D:「ちょっと、把握していません」</p> <p>A:「地元の方ではないんですか」</p> <p>D:「はい、場所も離れていることもありますし」</p> <p>A:「そうなんです。そこに、Cさんという人がいるんですが、その方って、鳥取の方からお嫁にいらしたんでしょうか、それとも」</p> <p>D:「そのへんは分らないですね」</p> <p>A:「駐在所さんに電話して その方の旦那さん、何をしてるのかなと思ったんですが。」</p> <p>D:「その辺は、分りませんし、分ったにしてもそういうことはお答えすることはできません」</p> <p>A:「そうなんです。ちょっと教えてもらいたかったのは、うちも結婚するっていうので関わっていて、2代続いた家ですから、色々調べないと思って。そこに、おばさんらしいですが、おばさんに障がい者がいるっていうことは親戚の方から聞いたんです。まあ、そこはちょっと正直に話していただいたんですけど。わかりません。わかりました。B地区は、障がいのある人がいるというから、なんかやっぱ昔から障がいのある人が昔からいたのかなと」</p> <p>D:「そういうことは聞いたことがないんですけど」</p> <p>A:「わかりました。すみません、お時間とっていただいて」</p> <p>A:電話切る。</p>
対応概要	<p>【9月16日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化センター所長より人権政策課に聞き合わせ電話があった旨の報告がある。(課長対応) ・その後、指導員が人権政策課に来庁し内容報告。 ・倉吉市市民生活部長に事案を報告。 <p>【9月17日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権文化センターより報告書提出 ・職員課に情報提供、倉吉市人権啓発検討委員会にて協議 <p>【9月18日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市企画審議会で報告 ・情報共有として鳥取県人権・同和対策課、部落解放同盟鳥取県連合会、部落解放同盟鳥取県連合会倉吉市協議会に内容を報告。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権文化センター職員の対応向上に向けた情報共有・指導 ・全倉吉市職員に事例報告と対応について周知・指導

報告の概要(令和7年9月～12月報告分)

4 放課後児童クラブでのガイジ等発言

発生日時	令和7年10月8日(水)
発生場所	大山町内児童館 遊戯室
内 容	児童館職員Aは、放課後児童クラブ利用児童B他複数名(以下「B等」という。)から利用児童Cが「ガイジ」という発言をしたとの報告を受け、Cを呼んで事情を聞いた。
対応概要	<p>【令和7年10月8日(水)】</p> <p>○報告を受けた児童館職員Aの対応状況</p> <p><B等からの聞取内容></p> <p>遊戯室にてロープで遊び場所を区切り、B等とCは別々のグループでボール遊びをしていた。遊んでいる中で、B等とCが、ボールの取り合いや、場所の取り合いでいざこざが起き、CがB等に向かって、「ガイジ」「きちがい」と言った。</p> <p><Cへの指導></p> <p>Cには「絶対に言ってはいけない言葉だ」ということを指導したが、B等にすぐに謝るという行動にならなかった。</p> <p>この言葉は、差別発言。学校できちんと指導してもらわないといけない言葉で、学校に報告しないといけない、保護者・学校に報告することをCに伝えた。伝えてから10分後くらいに泣きながら絶対学校に言わないでとやってきた。そしてB等に誤った。</p> <p><Cの保護者に対する対応></p> <p>Cの保護者に、状況・発言内容を説明。家庭でも指導をお願いした。Cの保護者から児童館職員Aへ謝罪の言葉あり。</p> <p>【令和7年10月9日(木)】</p> <p>○児童館職員Aの状況確認</p> <p><B等からの経緯確認></p> <p>B等呼んでどういう言葉を言われたかなど、なぜそんなことになったのか経緯を確認。ボールを奪っただけなのに、酷いことを言われたと。(ボールのことで、やり取りあり)</p> <p><Cへ発言理由を聞取></p> <p>B等が、「決められた場所を守って遊ばないから言った」とのことであった。</p> <p>職員の対応：遊戯室の遊びのルールの再確認を行った。</p> <p><総合福祉課参事が遊戯室を見ていた児童館職員Dへの聞取></p> <p>B等とCは、最初は別々で遊んでいたが、Cの遊んでいたボールで遊び始めたり途中CがB等に何も言わずに加わろうとしたが受け入れられず、その後また別で遊び始めた。その中で、ボールのやり取りから、いざこざがあり、注意していた。「ガイジ」という発言は聞いていない。その後、児童館職員Aが、B等やCを呼んでいたのは知っている。</p> <p>○報告等経過</p> <p>【10月8日(水)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館職員Aは、差別発言があったことを総合福祉課参事へ口頭報告。 総合福祉課参事は、課長へ差別発言があったことを電話報告。 <p>【10月9日(木)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合福祉課参事から児童館職員Aへ詳しく聞き取りを行い、報告書にまとめるように指示。同日、総合福祉課参事が遊戯室を見ていた児童館職員へ聞取を行った。 <p>【10月10日(金)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合福祉課参事から課長へ報告書を提出。同日、総合福祉課参事から教育次長へ報告 <p>【10月14日(火)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大山町差別事象対策検討会議委員へ報告。
今後の取組	・放課後児童クラブ利用者及び児童館来訪者へ文書配布

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日
鳥取県条例第15号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができると偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題(以下「人権問題」という。)への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権教育及び人権啓発に関すること。

(3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

(4) 相談支援体制に関すること。

(5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。

(7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為(インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。)をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
 - (2) いじめ又は虐待
 - (3) プライバシーの侵害
 - (4) 不当な差別的取扱い
- 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。
- 3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。
- 4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者(以下「相談者」という。)への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。)を設置する。

- 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。
- (1) 相談者への助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。)その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)の紹介
 - (3) 関係機関と連携した相談者の支援
 - (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援
- 3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)
- 2 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和3年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則

平成8年7月26日
鳥取県規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第10条第5項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第5条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

○鳥取県情報公開条例(抄)

第4章 情報公開の一層の推進

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第37条 実施機関の附属機関その他これに類する会議は、公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

平成 12 年 3 月 31 日
鳥取県告示第 218 号

鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり会議の公開に関し準拠すべき指針を定めたので、告示する。

審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針

1 趣旨

この指針は、鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「公開条例」という。)第 37 条第 2 項の規定に基づき、実施機関の附属機関その他これに類する会議(以下「審議会等」という。)の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類する会議とする。

3 会議の公開

審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされているとき及び次のいずれかに該当する場合であって 4 により当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 公開条例第 9 条第 2 項各号に掲げる情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等

- (1) 審議会等の長は、当該審議会等の会議が 3 の(1)又は(2)に該当する場合(当該会議中に 3 の(1)又は(2)に該当するに至った場合を含む。)であって、当該会議を非公開とすることが適当であると認めるときは、当該会議に諮って非公開の決定を行うものとする。
- (2) 審議会等は、(1)により会議の非公開を決定しようとする場合において、3 の(1)又は(2)に該当する部分とそれ以外の部分を分割して審議することができるときは、当該 3 の(1)又は(2)に該当する部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分に係る会議は、公開しなければならない。
- (3) 審議会等は、その会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、傍聴者全員が傍聴することのできる傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議の傍聴者が会議資料を閲覧できるようにしなければならない。
- (4) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を定めるものとする。

～ 以 下 略 ～

○審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の解釈及び運用について

平成12年4月1日制定
総務部長通知
平成15年2月25日改正
総務部長通知
平成25年3月23日改正
未来づくり推進局長通知
平成25年11月18日改正
未来づくり推進局長通知
令和元年7月5日改正

1 指針の趣旨について

審議会等の会議は、県の各種施策の企画立案又は執行の過程において重要な役割を果たしていることから、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項において会議の公開について規定し、会議における審議等の状況を明らかにすることにより、県民参加による開かれた公正な県政を推進することとしている。条例37条第2項の規定により規定された審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針（平成12年鳥取県告示第218号。以下「指針」という。）は、その基本方針を示したものである。

2 対象となる審議会等について

- (1) 指針2の地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」とは、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条の規定により設置された附属機関をいう。
- (2) 指針2の「これに類する会議」とは、(1)以外に実施機関が設置する審議、審査、調査等を行うため、県民、学識経験者等を構成員とする会議をいい、実施機関の内部会議、事業関係者等との打ち合わせ会議等は含まない。

3 会議の公開について

条例第9条第1項では、県の保有する公文書の公開を定めている。ただし、同条第2項により法令等の規定により公開することができないときなどについては、公文書の開示をしないこととしている。審議会等の会議についても、条例第37条第1項により、これを原則公開とし、ただし、法令等の規定により公開することができないときなど一定の場合には、当該会議を非公開とすることとしている。指針3は、そのことを確認したものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 指針3の法令等の規定により会議を公開することができない場合における法令等とは、法律、政令、省令及び条例をいう。審議会等は法令等を遵守する義務があり、それらに公開することができないことが定められている場合には、当該会議を公開することができないことを確認したものである。
- (2) 指針3の(1)は、条例第9条第2項各号に定める情報（以下「非開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合であって、当該会議で公開しないと決定したときは、非公開とすることとしたものである。これは、公文書の開示請求においては開示しないとされている事項について公開の場で審議等を行うことは、条例の趣旨に反し適当ではないためである。その非公開の決定は公文書の場合と同様厳格に行い、その決定は真にやむを得ない理由がある場合に限られる。
- (3) 指針3の(2)は、会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、必要な場合には、公開しないというものである。これは、審議事項等の内容によっては、会議を公開した場合に、審議妨害や委員に対する圧力等が加えられたり、公正又は円滑な議事運営が著しく阻害されて、その結果として県全体の利益が損なわれることがあり得るためである。したがって、議事運営に著しい支障が生じることが相当確実に予想される場合であって、当該会議で公開しないことを決定したときに限り適用するものであり、その運用は厳格に行う必要がある。

4 例外として会議を非公開とする場合の手続等について

- (1) 指針4の(1)により、法令等の規定により公開できないときを除き、会議の非公開は、当該審議会等がその会議において決定しなければならないとしている。これは、審議会等としての独立性を尊重するとの観点から、審議等の結果に一義的な責任を有する当該審議会等が自らの責任において決定すべきであるためである。
- (2) 指針4の(2)により、一つの会議で公開する部分と非公開とする部分を分割して審議することができる場合は、非公開とする部分に係る会議のみについて非公開の決定をし、それ以外の部分の会議については公開しなければならないとしている。これは、会議のうち非公開とする部分以外については、原則公開の立場から、公開しなければならないというものである。
- (3) 指針4の(3)により、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならないとしている。これは、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものである。
- (4) 会議の非公開の決定に当たっては、次により行うこととする。
 - ア 新たに設置される審議会等については、最初の会議において決定するものとする。
なお、非公開の決定は、審議会等が、非公開とする場合の事務の内容又は審議事項等及び非公開とする理由を明らかにした上で行わなければならない。
 - イ 非公開に関して決定された内容については、文書で明らかにしておくこととする。
 - ウ 非公開を決定した後に新たに審議する事項が追加される等の理由により、新たに非公開の決定を行うべき事情が生じたときは、審議会等は、その都度、会議において非公開を決定しなければならない。
 - エ 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、原則として公開とする部分の審議が終了してから非公開とする部分の審議を行うものとする。
 - オ 実施機関は、非公開の決定について、県民課に報告することとする。

～ 以 下 略 ～